

月報私学

12

2015

Vol.216



ひまわり学園ひまわり幼稚園は創立68年を迎えました。平成25年に耐震化に伴う園舎建て替えを行い、子どもと教員とともに新園舎を最大限に活用しています。子どもたちが伸び伸びと生活できることを目指して、園舎を「使い込み」、園庭を「造り込んで」いる最中です。

写真提供：学校法人 ひまわり学園（大分県大分市）

CONTENTS

- 私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果／
平成27年度 私立大学等経常費補助金第1次交付…………… 2
- 私学事業団の受配者指定寄付金制度…………… 3
- 連載③「魅力あふれる学校づくりを目指して」
明るく元気に伸び伸びと生活する園舎・園庭を目指して…………… 4
- 事業団資金で明日を拓く…………… 6
- 平成27年 共済業務の年間報告…………… 9
- 今後の法律改正事項／ガーデンパレスの年末年始期間の営業…………… 10
- 平成26年度 特定健康診査等の実施結果…………… 11
- 被扶養者認定申請事例…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

私立大学等経常費補助金 会計検査院の実地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成27年の会計検査院実地検査は、26年11月から27年5月までの間に、大学法人30法人に対して実施されました。

この会計実地検査は、基準等にとつとて補助金の算定が適切に行われているかという「合規性」の観点を中心に実施されます。

一般補助の関係では、補助金算定の基礎となった専任教職員・学生が所定の要件を満たしているか否かに着目するほか、収入支出調査関係では、補助金額の調整に用いる教育研究経費支出等の額に対象外の経費が含まれていないか等に着目した検査が実施されます。

また、特別補助の項目についても、対象要件の解釈の誤り等により、補助金算定の対象とならない人数や経費が含まれていないか等に着目します。

なお、25年度に新設された私立大学等改革総合支援事業が今回から検査対象となりました。

こうした検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

主な指摘内容は、次のとおりです。

【一般補助】

授業時間数に含めることができない「インターンシップ等の授業において直接学生を指導しない時間」を含めて申請していたため、当該授業時間を除くと一週間の割当授業時間数が認定基準である6時間に満たない教員を含めていた。

【特別補助】

「授業料減免事業等支援経費」について、補助要件である家計基準（主たる家計支持者の収入金額が一定額以下であること）を満たさない学生に対する授業料減免額を含めていた。

【改革総合支援事業】

タイプ3の設問「他大学等との協定等に基づく学生の派遣・受入」について、実施していると回答していたが、他の大学等との学生の派遣及び受け入れの両方を実施していることが要件であるにもかかわらず、受け入れのみの実施であった。

このように、昨年に引き続き指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。

これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人は、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないかった」ことなどに加

え、「事業団において、学校法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

指摘を受けた学校法人には、指摘事項にかかる改善策等を提出いただいておりますが、本事業団では、26年度に引き続き27年度私立大学等経常費補助金事務担当者説明会においても、改善策等の具体的事例を取り上げるとともに、特に改革総合支援事業においては、申請ミスの具体的事例を数多く取り上げ、チェック体制の強化を促しました。今後も、制度の理解が深まるよう同説明会の内容検討や調査票記入要領の見直しなどを進めます。

各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後には、記入要領等に記載されている要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎数に誤りのないよう、ご注意ください。

平成27年度 私立大学等経常費補助金 第1次交付

27年度私立大学等経常費補助金の第1次交付については、625法人865校に対し、1464億4619万8000円を交付する予定です（下表参照）。

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含む）、非常勤教員

給与費、教育研究経常費、厚生補助費の5費目で、27年5月1日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定しています。

なお、今回交付の対象とならない教職員福利厚生費、研究旅費、認証評価経費、私立大学等改革総合支援事業及び特別補助については、28年3月に交付する予定です。

平成27年度 第一次交付予定額

区分	法人数	学校数	当初予算額	交付決定額 (資金交付額)
大学	法人 518	校 557	千円 —	千円 136,060,603
短期大学	106	305	—	10,107,512
高等専門学校	1	3	—	278,083
合計	625	865	318,084,684	146,446,198

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課

一般補助

☎ 03(3230)7300～7302
・ 7313、7306～7308

特別補助

☎ 03(3230)7303～7305
・ 7309～7312

Eメール hojokin@shingaku.go.jp

私学事業団の受配者指定寄付金制度

— 寄付金募集の際は、ぜひご利用ください —

寄付金の募金活動に取り組んでいますか？

学校法人に対する寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金として、寄付者に税の優遇措置が設けられていますが、私学事業団の受配者指定寄付金制度を利用して寄付をすると、寄付者が法人等の場合、税の優遇措置がさらに拡大しますので、より優位に寄付募集に取り組むことができます。

寄付金募集の際は、募金活動に有効な本制度をぜひご利用ください。

受配者指定寄付金とは

この制度は、学校法人に寄付する場合、寄付者が寄付先の学校法人を指定して、本事業団に寄付をする制度です。この寄付金は、所得税法及び法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けており、寄付者が企業等の場合、法人税法上、寄付金の全額を損金の額に算入することができる制度です。

学校法人に対する寄付としては、寄付額全額が損金に算入できる唯一の制度となっています。この寄付金は、本事業団に寄付金が入金された後、学校法人から提出された配付申請に基づ

き、対象事業等について審査を行い、指定された学校法人に配付します。

利用要件

本事業団で取り扱う受配者指定寄付金の主な要件は、次のとおりです。

① 広く一般に募集され、寄付者が当該寄付により特別な利益を受けていないこと。

② 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実であること。

③ すでに事業が終了している事業に充てる寄付金でないこと。

利用の状況

平成26年度は8012件、215億円の寄付金を受け入れました。この寄付金の配付対象となる事業は、教育研究に要する施設・設備の取得や経常的経費等、教育研究に要する事業であって配付申請の年度内に支出する額の範囲となっており、26年度には2004億円を配付しています。

事業別の配付割合は図のとおりとなっています。最も多いのは教育研究に要する経常的経費であり、続いて校

舎の建築や校舎改修、実験・実習で使用する機器備品、園庭の遊具購入といった施設・設備の取得、奨学金や寄附講座等の教育研究基金、借入金返済の順となっています。

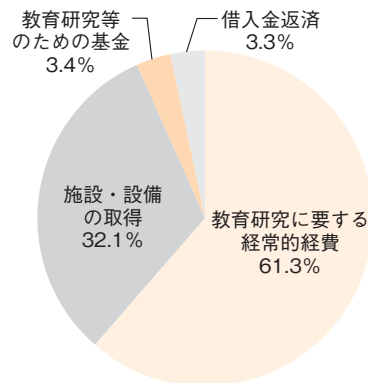


図 平成26年度寄付事業別配付割合

利用に関するQ&A

Q どんな学校が対象ですか

A 学校法人が設置する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、専門学校です。また、27年度より「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号) 第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園も対象となりました。

なお、専門学校の場合は、授業時間数等に関する利用要件がありますのでご注意ください。

Q 個人からの寄付金は対象ですか

A 個人の寄付も対象となりますが、税の優遇措置の内容は「特定公益増進法人」への寄付と同じです。また、税額控除の適用要件も27年度税制改正により緩和されましたので、学校法人が直接寄付金を受領することをお勧めしています。

Q 募金期間の制限や寄付金募集の事業の事前審査はありますか

A 本制度は16年度に大幅な制度改正があり、募金期間の制限や寄付対象事業の事前審査等がなくなりました。この改善により、現在、本制度は寄付者や学校法人にとって大変利用しやすくなっています。

ぜひ多くの方に本制度を周知いただき、寄付金募集にお役立てください。受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ(助成業務のご案内)▼受配者指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又は冊子『寄付金事務の手引』をご覧ください。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)

助成部 寄付金課

☎ 03(32330)7317・7318

Eメール kifukin@singaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ③⑤

明るく元気に伸び伸びと生活する

園舎・園庭を目指して

学校法人ひまわり学園認定こども園ひまわり幼稚園 川原 恒太郎

ひまわり学園ひまわり幼稚園は昭和22年に創立し、今年の10月で68年目を迎えました。開園当初は木造の園舎で、園庭には手作りのアスレチックや滑り台、ブランコなどがあつたと聞いています。また、大分市の緑化計画により、公園に植えていた木を一本分けてもらい園庭に植えたそうです。



昭和26年当時の初代幼稚園舎

平成16年当時の2代目幼稚園舎

その後、老朽化により初代園舎は建て替え、子どもたちの教育を行ってきました。月日は流れ、そろそろ改築をと考えていたところ、増築した2階部分の耐震が基準に対し大幅に足りないことが分かりました。そこで、建て替えるを決意し、認定こども園移行による補助金を利用し、25年12月に完成、2

年目を迎える園舎です（表紙写真）。

新園舎のコンセプトを全職員で話し合い、「子どもたちを包み込む園舎・園庭（ハード面）、子どもたちを包み込む先生たち（ソフト面）、双方が合致しないと良い保育はできない」と考えました。子どもたちが明るく元気に伸び伸びと生活ができ、遊べる空間として進化していく園舎・園庭を目指しましたので、ご紹介させていただきます。

園舎での工夫

ひまわり学園は2園を運営しており、もう一つのひまわり明野幼稚園は地域の都市開発で移転を余儀なくされ10年前に移転建て替えを行いました。その時の反省や工夫した点を生かせるように、今回は同じ設計者とともに設計期間5年をかけ、いろいろな工夫や配慮を盛り込みました。鉄筋コンクリートの園舎を柔らかく見せるために曲面部分や丸いのぞき窓を多くしました。また、閉鎖的な空間にならないようにと窓や扉にガラス面を多くしたことで、見通しの良い園舎が完成しました。

まず、子どもたちのドキドキ・ワクワク感を大切にするためトンネルをイ

メージして作った玄関を抜けると、開園当初に植えた大きな木や園庭が子どもたちを迎えてくれます。子どもたちが通る通路は日本古来の土間三和土をイメージしました。土間にはタイルの一二三石なども埋め込み、子どもたちが不思議そうに眺めながら、1・2・3と数える姿を見ると、数に触れるきっかけにもつながっていると感じます。クラスに伸びる土間三和土に12星座を入れ込んでみましたが、いまだに見つけた子はいません。子どもたちの成長を見極めながら園舎の不思議な場所を小出しにできればと思います。

玄関そばにはもう一つ小さなトンネルがあります。バリアフリーに対応できるよう廊下上がるスロープを小さなトンネルにして、車いすの方でも楽しく通れるようにしました。そこは、子どもたちの小さな隠れ家にもなっています。



トンネルで遊ぶ子どもたち

一二三タイルを数える子

玄関左手には全開放できるホールを作り、いろいろな遊びが展開できるようにしています。このホールは地中熱

を利用して快適に遊べる空間にしています。子どもたちは電気やガスを使わないのに夏は冷たい風、冬は暖かい風が出るのを不思議がるので、「なんでだろうね」「どうしてだろうね」と私たちも一緒に不思議がっています。全クラスへの導入を検討し、結局クラス数などの問題から断念しましたが、今考えると可能だったのではと後悔しています。

クラスへの工夫として、年少はクラスとして過ごすことに加えて、2部屋を開放して遊びや活動を行えるようにしました。また、トイレの隣には沐浴場を作り、まだトイレに慣れていない子どもたちの衛生面を考えてすぐに洗えるように、また、感染などが広がらないようにしています。ここで使うお湯は外の足洗い場にも出るようにし、泥んこ遊びや砂遊びを思いっきりした後にも洗い流せるように工夫しました。

年中のクラスは、4歳の育ちを重視し、一つ一つの部屋での生活ができるよう作りました。年中のクラスとクラスの間には、子ども用の2階建てのコーナーを作りました。当初はゆつくり本が読める絵本コーナーにしていたのですが、子どもたちには、2階建ての家のイメージに映ったようです。絨毯を敷いたり、子どもの要望に応じてままごとの遊具を置くことによって、今ではお店になったり、おうちごっこになったりイメージを広げて遊べる空間になっています。

年長のクラスは、全クラスを開放できるように作りました。年長ならではの遊びは、広さも必要となります。クラスを移動しないで遊びが継続できるようにしたり、5歳児合同での活動も他学年を気にすることなく行えるようになったりと、遊びや活動の幅が広がっています。

認定こども園になり長時間の保育を充実して行うとの考えから、教育時間終了後に家庭的な雰囲気で作られるクラスも作りました。家庭の台所をイメージして対面カウンターを作り、洗い物やおやつ準備をしながら子どもたちを見渡せるようにするなど、幼稚園とは少し違った雰囲気です。この部屋があることで、その時間帯にすべてのクラスが空きクラスとなり、次の日の環境づくりや継続中の遊びを中断することがなくなり、遊びの展開が広がる良さも生まれています。

また、この部屋のホール側の窓を全開にすることで1階ホールが見渡せるように工夫しました。色々な行事の時に2階からも多くの保護者、例えば弟妹を連れて保護者でも安心して遊ばせながら観覧できるようにしました。

園庭での工夫

幼稚園の敷地はL字型です。これは、園裏手南方側のマンション建設計画により、日が当たらない問題が浮上した時、建設業者との協議の上、土地

を買い取ったからです。その結果、土地二つを併せたL字型の園庭となりました。一つはサッカーやドッジボール・鬼ごっこや缶けりなど思いっきり走り回れる空間（動の園庭）です。もう一つはおままごとやごっこ遊び、泥遊びや色水など、大きな木の木漏れ日の中でゆっくりと穏やかに遊べる園庭（静の園庭）となっています。自然な形で子どもたちが遊び場を選んでいる姿を見ると嬉しくなります。



子どもたちが砂場を作っている様子

子どもたちが「遊び込む」中で一つ問題が生じてきました。静の園庭にある砂場は大型遊具の一部として作ったのですが、遊び勝手が良いようにその周りに小さなベンチやテーブル・台所などを置きました。ところが、おままごとをするグループとダイナミックに遊びたいグループとの小競り合いがたびたび起きてしまいました。それを反省して、ダイナミックに遊びたいグループの子どもたちを誘い、職員も含め話し合い、大きな砂場をみんなで一緒に作りました。砂場も静と動の二つ

ができ、子どもたちも大満足です。

園庭から大きな階段を上がるとウッドデッキやプールがあります。そこは園庭が一望できる空間です。夏はプール遊びや水遊び、冬には走り回ったり縄跳びを練習したりする子が活用しています。天気の良い日はクラスから出て、温かい日差しの中でのランチタイムの場所となります。また、大きな階段やガラス張りの落下防止壁は、園庭で活動する様子を保育参観する時に観覧席にもなるようにしました。多方面から観覧できるようになり、保護者からも喜ばれています。

四季や収穫を体感できる木々

前園舎から残った木は、園歌にもなっているシンボルツリーの「さわぐるみ」の木だけです。夏は大きく枝葉を広げて木陰を作り、冬は葉を落として日向を作ってくれる木は、子どもたちに四季を教えてくれる大きな木です。昨年の終わりには園庭の周りにも木を植えました。さくらんぼにアーモンド、みかんにレモンにきんかん、ブルーベリーにジューンベリー。また、おままごとにも使えるようにと、良い匂いがする葉の月桂樹、赤い実がなるソヨゴ。子どもたちが自然と四季を感じ収穫を喜び、何よりも自然の不思議さを味わってほしいと思っています。今年は芝の育成にも挑戦中です。子どもたちの遊びを邪魔しないよう、園庭の隅っこから芝を育てています。いず

れは静の園庭に芝生を敷き詰め、築山や小道などを子どもたちと作り上げていこうと夢は広がります。



秋の「さわぐるみの木」の下で遊ぶ子どもたち

子どもたちの生活と園舎・園庭

子どもたちの生活が学びあるものとなる園舎・園庭となるよう、子どもたちの遊びを「見取り」、ドキドキ・ワクワクを大切にしていきます。ですが、実際にそれを「見取り」、子どもたちを教育するのは先生たちです。生活をともにし、子どもの成長を一番に考え教育していく先生たちや、園舎・園庭を利用し「遊び込める」子どもたちがいるからこそ、必要とされる園舎・園庭となるのではないのでしょうか。

寄稿者紹介

川原 恒太郎(かわはら こうたろう)
認定こども園 ひまわり幼稚園 園長
42歳 3児の父親 いつも心に
言い聞かせている言葉「艱難汝を
玉にす」頑張ろう！

事業団資金で明日を拓く

※事業団融資をご利用された学校紹介※

学校法人 神戸女学院

対象校 神戸女学院中部・高等学部
所在地 兵庫県 西宮市
対象事業 校舎改築
応答者 中高部長 林 真理子
経理部長 林 典宏

今回取材させていただいた神戸女学院は、阪急電鉄門戸厄神駅から、閑静な住宅街を抜けて徒歩約15分の場所にあります。

校門を入り自然に包まれた岡田山を登ると、美しいキャンパスが現れます。

※学院の成り立ち※

学校法人神戸女学院は1875年に設立され、今年創立140周年を迎えました。キリスト教に基づいた「愛神愛隣」の精神をモットーとして、知識を身につけることに偏らない全人的教育を展開しており、ミッシヨンスクールとしては関西で最も長い歴史を持つ、伝統ある学校です。

キャンパスには、日本で数多くの西洋建築を手懸けた建築家であるウィリアム・メレル・ヴォーリズが設計した建物がゆつたりと配置されています。全国に残るヴォーリズ建築の中でも

キャンパス全体に建築当初の建物が12棟も現存しているところは例を見ず、昨年、その全棟が国の重要文化財に指定されました。

※新校舎建築に当たって※

融資の対象となった校舎は、旧中部2号館を改築したもので、第2代校長のクラークソン女史にちなんで「ヴァージニア・クラークソン記念館」と名付けられました。

旧中部2号館は創立80周年事業として、1955年に竣工しました。

築後60年以上経って、老朽化したこと、また一学年全員が一堂に集まれる場所がないことなどから、ホールや特別教室が欲しいという要望が多くあり、学院全体の中長期計画として、改築の検討を進めました。

設計に当たっては、設計事務所だけでなく、教職員や卒業生のデザイナーなどにアドバイザとして参加してもらい、学内での検討を何度も繰り返して行いました。

コンセプトとしては、重要文化財に指定された建造物や隣接する既存の1号館との調和に配慮しつつも、「スチューデントファースト」という学院

の伝統から、生徒が使いやすいということが一番に考えました。

例えば、校舎全体のバリアフリー化や、女子校であることから、特にトイレは清潔で使いやすくと考え、壁の色を工夫して中が暗くならないようにし、洗浄便座を設置するなどしました。また、事務室に届く非常ベルも設置するなど、生徒の安全面も含めて、細心の注意を払い、設計しました。



第2代校長のクラークソン女史にちなんで
ヴァージニア・クラークソン記念館

※新校舎の役割※

新校舎の2階フロアは、LL教室になっています。最近ではIT機器を使ったインタラクティブな英語の授業が求められることもあり、一人一人にコンピュータが行き渡るようにして、音声教材や画像やネットを活用して双方向通信の授業を展開できる教室にしました。

神戸女学院は、アメリカの宣教師が創立した学校ということもあり、伝統的に、特に英語教育には力を入れています。過去に在職していたアンジー・

クルー女史が編み出した独自の「クルーメソッド」は、原則、日本語を使わず、英語教育の基礎を耳から植え付けていくという考え方で、音声面を重視した手法です。

クラークソン記念館が完成し、今年の夏休みから、英語のエンパワーメントプログラムという校内研修を実施しています。これは、一週間、希望する生徒40人程度が、アメリカ人の学生と英語でディスカッションやプレゼンをし、英語漬けになるというものです。

このように、新校舎の完成で、より効率的にアクティブラーニングをできる環境が整い、今まで以上に授業の幅が広がりました。この一年、生徒の活動を見ていても、より自由度が高まり活発になったように感じます。



1人1台のコンピュータが設置されている2階LL教室

※自主性の育成と後輩への伝承※

3階にあるホール（通称…トリニティホール）は、一度に160名収容可能な、多目的ホールになっています。このホールが完成したことによ

り、学年全体の集会やイベントなどが行えるようになりました。

神戸女学院では、一年を通じて生徒が主体となって行う行事がたくさんあります。文化祭や体育祭などの大きな行事は、生徒たちが力を合わせて作り上げていきます。これらを通して、同学年の横のつながりはもちろん、学年を超えた縦のつながりも強くなります。文化祭では、このホールをミニステージとして、いろいろな発表に使います。教室の壁面に取り付けた折り畳み式の鏡は、体育祭で各学年生徒全員が踊るダンスの練習などにも活用しています。

こういった行事では、教員が必要以上に前に出て指示するのではなく、先輩である高2、高3の上級生自身が率先してルールを守り、女学院の伝統の継承者であるという自覚を持ち、その姿を下級生に見せます。下級生はその先輩の輝いている姿を見て先輩のよう



学校全体の集会やイベントが行える3階多目的ホール（トリニティホール）

になりたいと思い、実践し、それをまた後輩に受け継いでいく、そういった流れが伝統として続いています。

クラークソン記念館は授業だけを行う場所ではなく、このような行事を行い、生徒一人一人の自主性や個性を育み、「生徒主体」という校風が伝統的に守られていく場所としても大切な施設なのです。

❖事業団融資の活用❖

今回、事業団の融資を利用していただいたのは、旧中高部2号館が元々、現在の耐震基準を満たしておらず、対応しなければと気にかけていたところに、私学事業団から耐震の低利融資のお話をいただいたことがきっかけでした。送っていただいた資料は、対象となる建物がリストアップされていて、とても役立ちました。もともと自己資金での改築を考えていましたが、かなりの好条件ということもあり、利用させていただきました。

❖取材後記❖

取材の日が文化祭の前日だったこともあり、生徒の皆さんが、生き生きと率先して文化祭に向け準備されている姿がとても印象的で、「自由」「生徒主体」という校風が感じられました。

お忙しい中、対応してくださった皆様には大変感謝申し上げます。

今後も、素晴らしい伝統を守り、さらに発展されることを祈念いたします。

【取材 企画室】

学校法人 高座学園

対象校 高座みどり幼稚園

所在地 神奈川県 大和市

対象事業 園舎鉄筋新築

応答者 常任理事 兼 事務長

鈴木 裕一

学校法人高座学園の高座みどり幼稚園は、小田急江ノ島線の南林間駅から、右手にまっすぐ歩くと3分で見える教会に隣接した閑静な場所にあります。

その教育内容は、キリスト教の人間観に基づき、一人一人を大切にしながら、人格教育を中心とした幼児教育であり、地域と連携した総合的幼児教育を展開するコミュニティ幼稚園を目指しています。

❖学園の成り立ち❖

高座みどり幼稚園は1949年にカパーランド長老キリスト教会高座教会の付属幼稚園として開園しました。1970年には園児の増加に伴い、園舎を新築し、1977年には学校法人高座学園となり、さらに定員を増やして園舎を六角形の2階建てに増築しました。今回建て替えるまで、この六角形の園舎が高座みどり幼稚園の教育を支えてきました。

1999年には50周年を迎え、記念礼拝や式典を行いました。高座みどり幼稚園はこれまでの65年の歴史の中で5800人を超える卒園生を送り出しています。

今年の4月からは、子ども・子育て支援新制度の発足に合わせて、神奈川県大和市では初めての「幼保連携型認定こども園」として、教育内容をますます充実させ、新たな一歩を踏み出しています。

❖新園舎建築に当たって❖

今回の園舎建て替え計画は、認定こども園化を検討したことがきっかけでした。2013年に認定こども園化に向けての検討委員会を立ち上げ、その話し合いの中で、認定こども園化の前に建物自体にも検討すべき点があることに気づきました。

園舎は築35年以上も経っている老朽建物であり、保育も行う認定こども園としてはそのままでは使用できないこと、また、園児数が多いときに建てたので、現在では空き教室が増えてきていることなど問題点が浮き彫りになり、これを機会に建て替えについて考えるようになったのです。



夕暮れにライトアップされた新園舎

しかし、建て替えとなると資金調達に不安があり、調べていく中で「安心こども基金」の補助制度の活用にとどり着きました。申請の締め切りが迫っていたのですが、当時お付き合いがあった福島県の認定こども園から設計士を紹介していただき、限られた時間の中での設計が可能となりました。

当初は「安心こども基金」の補助金と自己資金での建て替えを検討していましたが、資材の高騰等の理由から、私学事業団からの借入金も含めて計画を立て直しました。

❖❖❖新園舎のコンセプト❖❖❖

新園舎を建設するに当たっては、明るさや開放感を意識し、また自然の材料を使うなど、保育環境を第一に考えました。建物の内装部分はすべて静岡県産の木を使用し、壁にも珪藻土を使うことで、子どもたちの体調面にも配慮しています。さらに安全面を考慮し窓を二重にしたり、子どもの手が届かないところに鍵を設置したりしました。



高さにこだわった手洗い場



鍵は、子どもの手の届かない高い位置にあり、教員がすぐ開け閉めできる

細部の設計は教職員に意見を聞き、手洗い場の高さや水道の数、各部屋の鍵の構造など、機能面にも気を配りました。



園舎2階より（流線形の手すり、高さに変化がある天井）国産の木材を全面に使用している

デザイン面では単なる箱型の幼稚園ではなく、手すりを流線形にしたり、天井の高さに変化をつけたりと、遊び心を加えることで、子どもたちの感性に柔軟性を与えたいと考えました。

新築された園舎はこれまでの教育内容を生かしつつ、より子どもたちの安全性や保育環境を充実させていると思います。

❖❖❖教育と地域との関わり❖❖❖

今回の建て替えに当たって、もう一つ重要視したのは、地域との関わりです。

高座みどり幼稚園は隣にある教会の付属幼稚園としてスタートしています。ところが、3、4年前の新入園児の中に教会員のお子様が一人もいない年がありました。朝夕の送迎時間等、様々な理由から、保育園を選んでいただくのです。教育内容をよく知る方からは、入園はさせたいが今の条件では難

しいと言われました。それを聞いて、世の中の流れが変わってきていることに気づかされました。知らず知らずのうちに特定のご家庭しか入れない幼稚園になっていたのです。

地域にどうやって幼稚園教育を還元するのか。そこを真剣に検討した結果、認定こども園として再出発することを決めました。

今では地域の方々との触れ合いや支援活動を大切にしています。未就園児のお子様を招き、幼稚園での遊びの体験や、その時間を利用して保護者の育児の悩み相談を実施するなど子育て支援事業に取り組んでいます。



保護者や地域の方との触れ合いを大切にしたい新しい園舎

教育についても地域との関わりを大切にしています。高座みどり幼稚園はキリスト教精神に基づいて、自然や神様からの愛を知り、自分自身や友だち、親を大切にする子として育ててほしいと考えています。また、心の中にも自然を感じてほしいと願っているのです。

遊びは子どもたちが満足いくまでとことんやらせ、教師は途中で止めさせたりしません。そういう経験を通して、一人一人が様々な愛を感じて育っている教育を地域と連携して実践していきたいと考えております。

❖❖❖事業団融資の活用❖❖❖

今回、事業団の融資を利用させていただいたのは、当初予定よりも建築事業費がかかり、自己資金と補助金だけでは新園舎の建て替えが実現できないことが発端でした。他金融機関からもお話ありましたが、教職員の保険等の共済事業も含め、日頃からお付き合いが深く、今後も引き続き安定的にお付き合いいただける私学事業団から資金調達することを決めました。

❖❖❖取材後記❖❖❖

園舎に一歩足を踏み入れた瞬間から、木材のぬくもりを感じ、自然を大切にしている幼稚園であると肌で感じる事ができました。ホールや部屋の細かいところまで、安全性が配慮され、かつ、遊び心も忘れていない、素敵な園舎でした。子どもたちが、自由に遊びまわれる空間、それを保護者の方が優しく見守れる地域に根差した環境作りなど、認定こども園として新しく出発した高座学園の教育理念を教えていただいた一日となりました。

取材へのご対応を感謝するとともに、高座学園の益々の発展を祈念いたします。

【取材 企画室】

平成27年 共済業務の年間報告

【年金給付等関係】

●年金額の改定（4月）

基本的に0・9%の引き上げになりました。

●被用者年金制度の一元化（10月）

27年10月1日から被用者年金制度の一元化が施行され、私学共済の加入者は、厚生年金の被保険者となりました。また、在職支給の停止方法や遺族年金の転給廃止など、制度間の差異は原則として厚生年金のしくみに揃えることになりました。

なお、加入者等の適用・保険料の徴収、年金の決定・支払いは引き続き私学事業団が行います。

●退職等年金給付制度の創設（10月）

共済年金にあった3階部分の年金（職域部分）が廃止され、公務員の年金制度に準じた退職等年金給付制度が創設されました。

●年金請求手続きのワンストップサービスの開始（10月）

10月以降に給付事由が発生する年金について、他制度の加入期間分の請求もまとめて行えるようになりました。

●ねんきん定期便の送付（12月）

「節目年齢通知」と「毎年通知」

に分けて、加入者の誕生日に「ねんきん定期便」を送付することになりました。

【資格関係】

●休職者の加入者資格の取り扱い等の変更（10月）

休職者の加入者資格や標準報酬の届け出等、実務的な手続きの基準を基本的に厚生年金保険の取り扱いに揃えることになりました。

●資格・短期・年金関係の様式用紙等の変更（10月）

【掛金等関係】

●長期給付分掛金率の改定（4月・9月）

0・354ポイント引き上げ、14・354%に改定しました。

●介護分掛金率の改定（4月）

0・016ポイント引き下げ、1・125%に改定しました。

●任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額（4月）

昨年と同額の37万7000円となりました。

●短期給付分掛金率（10月）

27年9月までの短期給付分及び事

務費にかかる掛金率を合算した7・445%となりました。

●加入者保険料率（厚生年金の保険料率）（10月）

被用者年金制度の一元化に伴い、長期給付分掛金は、加入者保険料となり、加入者保険料率は、14・354%から0・797%を軽減した13・557%となりました。

●退職等年金給付の掛金率（10月）

10月以降の退職等年金給付の掛金率は、1・50%となりました。

【短期給付（医療）関係】

●高額療養費の自己負担限度額及び「限度額適用認定証」等の適用区分の改正（1月）

70歳未満の高額療養費の自己負担限度額と限度額適用認定証等の適用区分を改正し、限度額適用認定証の有効期限を5年から1年としました。

●出産費及び家族出産費の支給額の変更（1月）

27年1月1日以後の分娩にかかる支給額が39万円から40万4000円になりました。

●ジェネリック医薬品差額通知書の送付（12月）

先発医薬品の処方・服用者にジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担軽減額をお知らせします。

【福祉事業関係】

●データヘルス計画を策定（3月）

●積立貯金の利率変更（4月）

貯金利率を年利0・6%から0・5%に引き下げとなりました。

●住宅貸付の団体信用生命保険料充当料率の変更（4月）

貸付残高1万円につき2円77銭から3円48銭に変更されました。

【東日本大震災関係】

●福島原発事故による避難指示等区域における加入者等の一部負担金の免除期間の延長（3月）

【その他】

●私学事業団シンボルマークを作成（1月）

●私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」のリニューアル及び加入者用ログインページを設置（3・5月）

●年金情報提供サービスの休止（7月）

●マイナンバー制度の開始（10月）

社会保障・番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。



今後の法律改正事項

企画室

【平成28年4月施行】

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が、平成27年5月29日に公布され、私立学校教職員共済法及び準用する国家公務員共済組合法についても28年4月から次の点が改正されます。

1 標準報酬月額及び標準賞与額の上限改正

① 短期給付等にかかる標準報酬月額の上限定正が121万円から139万円に引き上げられます。

② 短期給付等にかかる標準賞与額について、年度における累計額の上限が540万円から573万円に引き上げられます。

2 短期給付にかかる変更

① 傷病手当金、出産手当金における標準報酬日額を算定するための対象期間を制定（原則として直前12か月）

② 入院時食事療養費の食事療養標準負担額（自己負担額）は、28年度から一食360円、30年度から一食460円に段階的に引き上げられる予定です。

【平成28年10月施行】

平成24年8月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金機能強化法といいます）により28年10月から短時間労働者の適用拡大が図られます。

1 短時間労働者への適用拡大

適用拡大の対象となる短時間労働者は次の要件に当てはまる人です。

① 労働時間が週20時間以上

② 月額賃金8万8000円以上

③ 勤務期間が1年以上の見込み

④ 学生は適用除外

⑤ 従業員が500人を超える企業

私学共済制度においては、学校法人等が単位となります（学校ごとではありません）。

2 標準報酬月額の下限が9万8000円から8万8000円に引き下げられます。

ガーデンパレスの年末年始期間(12月27日～1月3日)の営業

ガーデンパレス名	12月27日から1月3日の宿泊		備 考
	休業日	料 金	
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	12月27日	通常料金	●12月27日11:00から12月28日10:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●四川飯店は12月29日から31日まで休業（1月1日17:00から通常営業）
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	無 休	通常料金	●12月30日から1月3日までの夕食は予約制
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211	無 休	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊朝食) シングル 10,300円～ ツイン 21,000円～	●年末年始プラン期間は、12月31日から1月1日まで ●洋食レストランは、12月29日から1月3日まで正月特別メニュー ●和食堂は、1月1日から1月8日まで正月特別メニュー ●バーは、12月29日から1月3日まで休業
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	無 休	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) ① 1名様 12,000円 ② 1名様 14,000円	●年末年始プラン期間は、12月28日から1月4日まで（料理内容により2つのプランをご用意しております。） ●年末年始期間中に8階の改装工事を行います。何卒ご了承ください。 ●和食堂は、12月26日から1月5日まで17:00から21:00までの営業 ●コーヒールラウンジは、12月27日から1月3日まで休業
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	無 休	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) シングル 19,300円～ ツイン 36,800円～	●年末年始プラン期間は、12月31日から1月3日まで ●和食堂は、12月31日(夕食)は休業、1月1日から1月3日まで限定メニュー ●洋食レストランは、12月31日(昼食)から1月4日(朝食)まで年末年始特別メニュー
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	無 休	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) 1名様 14,000円～	●年末年始プラン期間は、12月31日から1月3日まで ●洋食レストランは、1月1日から1月4日(朝食)まで正月特別メニュー ●和食堂は、12月31日から1月3日まで年末年始特別メニュー ●1月1日・2日10:00からロビーにて「餅つき大会」開催
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	無 休	通常料金	●和食堂は、12月31日から1月3日まで年末年始特別メニュー
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	12月29日	通常料金	●12月29日11:00から12月30日11:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館

※通常料金については、各ガーデンパレスのホームページをご覧ください。

平成26年度 特定健康診査等の実施結果

福祉部保健課

平成26年度特定健診等の実施結果は、下表のとおりとなりました。

学校法人等からの特定健診等結果データの提出協力によって、26年度の実施結果については、特定健診受診率が合計で前年度の61・8%から62・1%となりました。また、受診券を送付している被扶養者の受診率も28・0%から28・6%とわずかに伸びましたが、目標に対しては大きく下回る結果となりました(表1参照)。

特定保健指導については、受診する時間が忙しくて取れない、受診機関の確保が難しいなどの理由から、実施率は加入者、被扶養者ともに低迷している状況が継続しています(表2参照)。対象者の利便性を考慮した会場型及び学校訪問型の特定保健指導(※)も実施していますので、加入者等の健康管理にぜひお役立てください。

特定保健指導対象者への受診勧奨

特定健診等結果データを受理した後、その人に適応した健康情報冊子「QUPiO(クピオ)」(特定保健指導が必要な人には利用券を同封)を学校法人等宛てに送付しています。対象

者への配付及び特定保健指導の受診勧奨にご協力ください。

平成27年度特定健診等 結果データ提出時のお願い

27年度の健診結果データについては随時受け付けていますが、提出期限前は非常に受付件数が集中します。このため、健診データの登録作業等に一時的に支障をきたし、クピオ等の発送が遅延することが想定されます。そのような状況を避けるためにも、健診データについては、健診終了後の速やかな提出にご協力ください。

また、健診結果データは、私学事業団の健診結果提出用エクセル、CSVデータ形式、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成していただく、健診データチェック機能(※)を活用できて不備データの解消にもなりますので、可能な限り電子データでの作成を推奨しています。

(※)詳細については、私学共済ホームページ(「事務担当者用ログインページ」▶特定健康診査・特定保健指導)に掲載しています。

厚生労働大臣への結果報告(抜粋)

表2 特定保健指導対象者及び終了者数 (単位:人)

区 分		a 加入者	b 被扶養者等	合 計 (a+b)
A 評価対象者数(※)		208,589	33,387	241,976
対 象 者	B 動機づけ支援 (B/A)	19,786	1,991	21,777
		(9.5%)	(6.0%)	(9.0%)
	C 積極的支援 (C/A)	18,702	580	19,282
		(9.0%)	(1.7%)	(8.0%)
終 了 者	D 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	2,538	158	2,696
		(12.8%)	(7.9%)	(12.4%)
	E 積極的支援 終了者数 (E/C)	1,848	40	1,888
		(9.9%)	(6.9%)	(9.8%)
目 標 等	終了者数合計 (D+E)/(B+C)	4,386	198	4,584
		(11.4%)	(7.7%)	(11.2%)
目 標 等	実施率目標	18%	18%	18%
	目 標 差	△6.6%	△10.3%	△6.8%

※健診完了者に加え、すべての健診は受診できなかったものの階層化(保健指導判定)が可能な対象者も含まれています。

表1 特定健診実施者数 (単位:人)

区 分	a 加入者	b 被扶養者等	合 計 (a+b)
A 対象者数	269,745	116,745	386,490
B 実施者数	206,822	33,369	240,191
実 施 率 (B/A)	76.7%	28.6%	62.1%
実施率目標	80%	48%	70%
目 標 差	△3.3%	△19.4%	△7.9%

ご協力ありがとうございました



メタボキング

父母を認定する場合の収入限度額の合算額の例

いずれの事例も、加入者の年収見込み額が父母の収入合計額を上回っていると仮定します。

事例A	所得の種類	父母の収入	収入限度額
父 62歳	公的年金等	170万円 <	180万円
母 61歳	パート収入（年金なし）	80万円 <	130万円
父母の収入合計額		250万円 <	310万円

⇒ 父母のそれぞれの収入額、父母世帯の収入合計額のいずれも、収入限度額（合算額）未満なので、**父母ともに被扶養者として認定できます。**

事例B	所得の種類	父母の収入	収入限度額
父 68歳	公的年金等	190万円 >	180万円
母 65歳	公的年金等	130万円 <	180万円
父母の収入合計額		320万円 <	360万円

⇒ 父母世帯の収入合計額は収入限度額の合算額未満で、**母**の収入は収入限度額未満なので被扶養者として**認定できますが**、**父**の収入は収入限度額以上のため被扶養者として**認定できません。**

事例C	所得の種類	父母の収入	収入限度額
父 70歳	公的年金等	250万円 >	180万円
母 68歳	公的年金等	120万円 <	180万円
父母の収入合計額		370万円 >	360万円

⇒ 母の収入は収入限度額未満ですが、父母の収入合計額（370万円）が父母の収入限度額の合算額（360万円）より多いので、**父母ともに被扶養者には認定できません。**

Q2 外国籍の家族を被扶養者に認定できますか。また、添付書類は何を用意すればいいですか。**A2**

被扶養者として申請する人及び加入者の国籍は問いません。ただし、外国籍でも扶養する人の続柄や収入等の確認は日本国籍の人と同様に行います。添付書類として代表的な例は次のとおりです。

- ① 加入者との続柄、被扶養者の氏名・生年月日・性別が確認できる住民票など※1
- ② 被扶養者の収入を確認する書類※2
- ③ 国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届※3
- ④ 国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届※3

**ポイント**

- ※1 被扶養者が配偶者・子以外の場合や加入者が世帯主でない場合は住民票で対応ができないため、戸籍や本国の証明等が必要になります。外国語で記載された証明等には、必ず和訳（訳者の記名・押印が必要）を添付してください。ご不明な点は私学事業団に個別にご相談ください。
- ※2 収入を確認する書類については、平成26年版 事務の手引（106頁）を参照してください。なお、最近来日し、市区町村の非課税証明書が交付されない場合は、その旨と国内外における収入がない旨を記載した口述書及びパスポートの氏名・出入国年月日の記載されている箇所の写しを添付してください。
- ※3 加入者が65歳未満で、配偶者が20歳以上60歳未満の場合に限ります。国内に居住していない配偶者も、国民年金第3号関係の届は提出してください。

被扶養者認定申請事例

業務部 資格課

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している家族についても、病気やケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。この家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者の認定申請手続きは難しく、必要な添付書類が分からないという声が寄せられています。そこで今回は特に質問の多い、父母の認定と外国籍の家族の認定について、事例をあげて説明します。

被扶養者の基本的な事項は、「平成26年版 事務の手引(91頁) 第7章 被扶養者」を参照してください。

Q1 父親が会社を退職しました。今後、健康保険の任意継続はせず、国民健康保険に加入します。今まで父親の被扶養者となっていた母親を私の被扶養者として申請したいのですが、できますか。母親は60歳で年金も他の収入もありません。また、父親は65歳で、退職後は200万円の年金収入のみで、他の収入はありません。私（加入者）の収入は350万円です。

A1

母親の認定申請をする場合、母親の収入が限度額未満である必要があります。

なお、夫婦相互扶助義務の観点から、父親に被用者健康保険（任意継続を含みます）の適用がある場合は母親を被扶養者に認定できません。父母の収入の合計額が父母それぞれに適用される収入限度額の合計額を上回っている場合や、加入者の収入より多い場合は被扶養者に認定できません。また、母親が75歳以上の場合、後期高齢者医療制度に加入することになるため、被扶養者にはなれません。

1) 母親は60歳以上だが、現在年金を受給しておらず他の収入もない。

➡ 60歳以上の場合の収入限度額は、年収130万円未満、公的年金があるときは180万円未満です。

2) 父親は退職後は年金収入のみで、国民健康保険に加入している。

➡ 父親が被用者健康保険に加入していません。

3) 父母の世帯収入は200万円（父親200万円＋母親は無収入）で、加入者の年収見込み額は350万円である。

➡ この場合の父母の収入限度額の合計額は310万円（父親180万円＋母親130万円）です。

➡ 父母の世帯収入は、加入者の年収見込み額よりも少ない額です。

以上1) 2) 3) の確認により被扶養者として認定できます。父親の退職年月日の翌日が事由発生日となり、母親の被扶養者認定年月日になります。

添付書類は次のとおりです。

①加入者及び母親の戸籍謄本 ➡ 加入者との続柄、母親の生年月日、父親の状況を確認します。

②父親の雇用保険離職票の写し又は退職証明書

➡ 父親の退職年月日を確認します。

③父親の国民健康保険証の写し

➡ 父親が被用者健康保険制度に加入していないことを確認します。

④60歳以上の母親が公的年金を受給していない理由を記載した口述書（母親の記名・押印が必要）

⑤父親の退職後の年金額が分かる改定通知書の写し

⑥母親を扶養する理由書（加入者の記名・押印が必要）



被扶養者の収入限度額

収入の内訳	60歳未満	60歳以上
給与収入だけの人	130万円未満	130万円未満
給与収入以外（年金収入を除きます）の所得のある人	130万円未満	130万円未満
障害年金を受給している人	180万円未満	180万円未満
老齢・退職・遺族年金等を受給している人	130万円未満	180万円未満



共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出

賞与等支給報告書は、あらかじめ賞与等の支給月として報告されている予定月の前月に、学校法人等へ送付します。ただし、磁気媒体及び電算用紙による賞与等の報告を登録した学校法人等には、報告書は送付しません。

賞与等を支給したときは、支給日(同月内に複数回、賞与等を支給した場合は最後に支給した日)から5日以内に提出してください。

賞与掛金等は、12月17日(木)受付分までを、12月分の掛金等(1月送付)で調定する予定です。

【賞与等支給報告の注意点】

- ・賞与等の支給が無い場合は、提出の必要はありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等を支給していない人がいる場合は、該当加入者番号から賞与等区分までを二重線で抹消してください。抹消せずに0円や空欄の報告書を提出すると「未確認連絡書」が送付されます。
- ・支給年月や賞与等区分の記入漏れにご注意ください。
- ・記入に際しては、平成23年版「様式用紙等の記入例集」14頁、又は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- ・磁気媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】

「ジェネリック(後発)医薬品 ご利用のおすすめ」の送付

「ジェネリック(後発)医薬品ご利用のおすすめ」を12月中旬に学校法人等宛てに送りますので、通知対象者へ配付をお願いします。詳しくは、本誌11月号又は私学共済ホームページ〔きょうさいトピックス〕をご覧ください。

【業務部 短期給付課】

加入者向広報「レター」1月号等の送付

加入者向広報「レター」1月号等を1月初旬から学校法人等宛てに送付します。送付部数は11月末現在の加入者数となりますので、不足の場合は広報班まで連絡してください。

年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として「レター」に同封します。なお、年金者宛てには1月中旬に送付します。

【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日に ご注意ください

1月4日送金分は12月15日(火)、1月22日送金分は12月28日(月)が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。 【福祉部 貸付課】

私学共済ホームページをご活用ください

◎事務担当者用ログインページ

共済業務スケジュールや事務担当者の基礎知識等を掲載しています。ログインの際に必要なユーザー名・パスワードは、本頁の右上に掲載しています。

◎様式用紙等のダウンロード

①キーワード②内容(分類)別③用紙名(あいうえお順)の3つの方法から必要な用紙を探することができます。また、被用者年金制度の一元化によって変更となった用紙等も順次掲載しておりますので併せてご利用ください。

◎加入者用ログインページ

私学共済制度の概要等、刊行物、健康管理に役立つ(メンタルヘルス等相談サービスの利用方法等)を掲載しています。ユーザー名・パスワードは、加入者向広報「レター」5月号の6頁又は「私学共済ブック〔保健・宿泊編〕2015」の7頁に掲載しています。

【広報相談センター 広報班】

12月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 11月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 医療・傷害補償コース加入申し込み締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	貸付 1月22日送金申し込み締め切り 掛金等 11月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 12月分定期償還口座振替(自振校のみ)

1月の共済業務スケジュール

4日(月)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金
6日(水)	貸付 12月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り



年 末 年 始 の 業 務

私学事業団では12月29日(火)から1月3日(日)までの年末年始をお休みとさせていただきます。
何かとご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ホームページ上のシステムの一部休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、私学事業団ホームページ上のシステムの一部について以下のとおり休止します。

学校法人ポータルサイト (ポータルサイト内のシステムを含む)

12月28日(月)午後5時45分～1月4日(月)午前10時

e-マネージャ

12月19日(土)～1月下旬(開始日は別途ご案内します。)

※ e-マネージャの休止期間中、大学ポर्टレートに掲載されている教育情報の更新はできません。

【通常稼動(上記のシステムを除く)】

- ・ トップページ (<http://www.shigaku.go.jp>)
- ・ 私学共済事業(共済業務) ページ
- ・ 私学振興事業(助成業務) ページ
- ・ 大学ポर्टレート(私学版) ページ



「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図っていきたいと考えています。本誌に対するご意見、ご感想、又取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。

たくさんのご意見等をお待ちしています。

【企画室】

☎03(3230)7809～7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
 (江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分)

冬の鎌倉はひんやりとした空気と静けさが心地良く感じられます
 散策の後は、あじさい荘でおくつろぎください



料理 (イメージ)

冬の鎌倉プラン

1泊2食(2名1室/1名様) 9,300円

取扱期間: 平成28年2月29日まで

※1名1室の場合は1,500円の割増となります。



客室



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211 (代表)
 (JR「新大阪」駅下車、徒歩10分。無料シャトルバスあり)
<http://www.hotelgp-osaka.com/>



観光タクシーと大阪城

観光タクシー付宿泊プラン

1泊朝食(2名1室/1名様) 11,000円

取扱期間: 通年(年末年始を除きます)

「なにわなんでも大阪検定」3級以上のドライバーが、大阪の街を巡る観光タクシー(3時間)付の宿泊プランです。



安居神社

(例) 歴史味わいコース(適塾、大阪城、四天王寺、安居神社)

※コース内の駐車料金、施設入場料等はプラン料金に含まれていません。

※2名1室からご予約を承ります。人数、部屋タイプについてはご相談ください。

☆とくとも温泉プラン(温泉券付)も
 ご好評いただいております。

1泊2食(2名1室/1名様) 9,300円

融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表(平成27年12月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室 等の建築事業並びに校(園)地の 買収事業等	1.0	0.5	0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施 設建築のための土地買収事業等	1.1	0.6	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象)、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	—	0.5	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・
 固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp